



平成31年1月15日

報道関係各位

～福生市と警視庁福生警察署の連携を強化～

「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を締結します

福生市と福生警察署は、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を、1月24日（木）に締結します。

以前より、児童福祉法第25条に規定する要保護児童対策地域協議会に基づき、警察署をはじめとする関係機関とは情報共有等を行ってききましたが、この協定により福生警察署とより緊密な連携強化を図り、児童の安心・安全の確保と児童虐待の未然防止と早期発見を進めていきます。

■児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定の概要

＜協定による主な連携内容＞

- (1) 児童虐待を受けている若しくは児童虐待が疑われる児童、居住実態不明児童等の情報共有や連携強化に関すること
- (2) 共有した情報の記録の適正な管理および秘密保持に関すること

■協定式について

【日時】1月24日（木）午後3時から

【場所】福生市役所 第1棟4階 応接室

【内容】福生市長、福生警察署長による協定書署名、写真撮影等

【問合せ】子ども家庭支援課子ども家庭支援センター係 ☎042 - 539 - 2555